

■ 参考資料

1. 本庁舎の整備の必要性和これまでの経緯について

1-1 上位関連計画での位置付け

本庁舎の移転先周辺や現在地について、本市のまちづくりに関する方向性や位置付けを整理すると、次のとおりとなります。

表 行政計画による都市基盤・都市拠点や資産に対する考え方

	深沢地域国鉄跡地周辺拠点（移転先周辺）	【参考】鎌倉駅周辺拠点（現在地周辺）
総合計画	新しい都市拠点として整備	地域の特性を生かした都市拠点として整備
都市マスタープラン（平成27年9月）	東海道本線新駅構想を視野に入れ、大船駅周辺との役割分担・機能分担に留意し、公共公益施設、都市型住宅、商業、業務、産業などの機能の充実及び基盤整備を進め、鎌倉の新しい拠点として整備を図ります。	鎌倉地域の中心及び生活拠点として、歴史的遺産、商業・観光、公共公益・文化等の資源を生かしながら、更に機能を充実し、景観の整備を図ります。
	<p>将来都市構造と3つの都市拠点</p> <p>凡例 緑の骨格 3つの都市拠点 地域活性化拠点 海岸ゾーン 鎌倉シンボルゾーン 大船・深沢ゾーン 深沢・藤沢ゾーン 鎌倉・大船ゾーン 外周における骨格的な幹線道路（国道134号、道業新道、横浜横須賀道路、高速横浜環状南線、横浜藤沢線、横浜湘南道路） 幹線道路 幹線道路の変更（ルート・形式等） 交通需要マネジメント施策を検討・推進する区域</p> <p>※西部を通過する道路の検討（位置は未定） （高速横浜環状南線、大船、深沢、国道134号を結ぶ道路）</p> <p>図 将来都市構造</p>	
公共施設再編計画（平成27年3月）	消防施設の再編先（大船消防署・深沢出張所） スポーツ施設の再編先（鎌倉体育館・大船体育館・鎌倉海浜公園水泳プール）	— （現在地（本庁舎移転後の跡地）で生涯学習センター等を再編（利活用方針））
公的不動産利活用推進方針（平成30年3月）	<p>【利活用の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本庁舎の移転先とし、消防本部や総合体育館と一体となったシビックエリアの形成 （本庁舎・消防本部・総合体育館を一体的に整備することでシビックエリアを形成し、新しい拠点の機能強化・賑わいの創出とともに、市民に「医療」「健康」などの新たな価値を提供） <p>【深沢拠点の新たな視点とコンセプト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鎌倉と大船の魅力・特性を生かし、新たな価値を創造するまち ○住みたいまち鎌倉を実現する新しいライフスタイルの提案ができる拠点 ○鎌倉に住み、鎌倉で働くというライフスタイルを支えられる拠点 ○新たなライフスタイルの発信 ○拠点間ネットワーク形成と相乗効果 <p>【まちづくりの効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の利便性向上 ○防災面のバリュー ○健康面のバリュー ○官民連携事業によるコスト削減 	<p>【利活用の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民サービスの提供・公共施設再編と民間機能の導入による賑わいや憩いの創出 （鎌倉駅直近において様々な魅力を発信することで鎌倉のブランド力向上・新たなライフスタイルの提案・「住みたいまち鎌倉」の実現を目指す。） <p>【鎌倉拠点の新たな視点とコンセプト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○古都鎌倉としての風格を堅持した市民自治のベース ○市民自治のベースとなる市民交流の場 ○これにより、古都の魅力の発信・向上を推進し、住みたい・住み続けたいまち鎌倉を実現する ○鎌倉のブランド力向上 <p>○市民の活動や文化・交流 ○新たなライフスタイルの定着 ○公共施設の再編 ○全市的なまちづくりの推進力</p>



図 公的不動産の利活用によるまちづくりへの効果 (鎌倉市公的不動産利活用推進方針を基に作成)

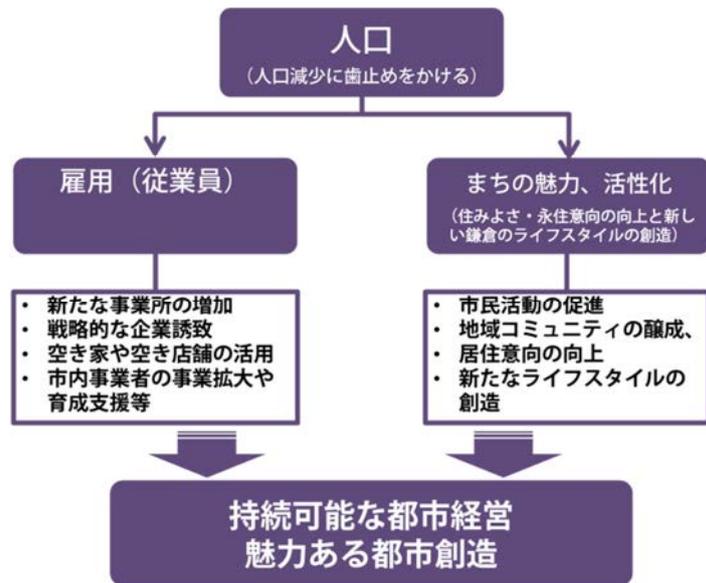


図 公的不動産の利活用に関する効果の関係 (イメージ) (出典：鎌倉市公的不動産利活用推進方針)

2. 災害リスクの再検証と本庁舎等整備について

2-1 地震及び洪水の被害の想定

1) 地震（津波による浸水）の概要と被害予想

神奈川県地震被害想定調査（平成 27 年（2015 年）3 月）による地震の被害の概要は次ページの表のとおりです。

想定条件は、冬季の平日、発生時刻は 18 時、風速・風向は、気象観測結果に基づく地域ごとの平均となります。ただし、津波による人的被害の想定に当たっては、津波から避難する際に条件が厳しい平日深夜（午前 0 時）発災を条件としています。

相模トラフ沿いの最大クラスの地震が発生した場合、建物被害は全壊が 19,160 棟、死者 13,940 人、避難者数 116,630 人（1 日～3 日）の想定となります。

表 本市の地震災害想定被害※¹

(出典：神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月))

項目	地震名	想定地震					参考地震						
		都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震	元禄型関東地震	相模トラフ沿いの最大クラスの地震	津波による被害のみ想定			
									慶長型地震	明応型地震	元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震		
モーメントマグニチュード (Mw)		7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2	8.5	8.7	8.5	8.4	8.3	
本市における最大震度/最小震度		6弱/5強	6強/6弱	5弱/5弱	5強/5弱	5強/5弱	7/6強	7/6強	7/6強	—	—	—	
建物被害	全壊棟数(棟)	720	1,080	70	1,840	3,250	13,400	15,000	19,160	4,470	4,220	2,770	
	半壊棟数(棟)	4,740	6,050	200	1,680	1,520	12,880	13,320	12,100	2,260	2,380	2,130	
火災被害	出火件数(箇所)	*	*	0	0	0	60	60	90	—	—	—	
	焼失棟数(棟)	520	20	0	0	0	7,850	7,850	10,990	—	—	—	
死傷者数	死者数(人)	30	50	110	460	800	2,530	8,550	13,940	1,070	1,030	5,200	
	重傷者数(人)	40	50	*	*	*	370	370	510	*	*	20	
	中等傷者数(人)	400	480	10	20	20	2,510	2,520	3,310	10	20	100	
	軽傷者数(人)	610	740	20	20	20	2,810	2,820	3,520	10	20	100	
避難者数	1日目~3日目(人)	9,310	13,290	840	10,610	14,210	97,280	100,940	116,630	—	—	—	
	4日目~1週間後(人)	9,310	10,790	840	10,610	14,210	97,280	100,940	116,630	—	—	—	
	1か月後(人)	9,310	10,790	480	7,520	11,300	77,660	81,430	99,990	—	—	—	
要配慮者	避難者	高齢者数(人)	1,270	1,820	110	1,450	1,940	13,300	13,810	15,950	—	—	—
		要介護者数(人)	370	530	30	430	570	3,890	4,040	4,670	—	—	—
	断水人口	高齢者数(人)	0	1,060	0	0	0	18,250	18,250	20,880	—	—	—
		要介護者数(人)	0	310	0	0	0	5,340	5,340	6,110	—	—	—
	家屋被害	高齢者数(人)	2,100	2,520	110	1,360	1,860	12,320	13,130	15,740	—	—	—
		要介護者数(人)	610	740	30	400	540	3,610	3,840	4,610	—	—	—
帰宅困難者	直後(人)	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	—	—	—	
	1日後(人)	0	0	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	—	—	—	
	2日後(人)	0	0	0	0	0	11,810	11,810	11,810	—	—	—	
自力脱出困難者(要救出者)(人)		70	90	0	0	0	2,140	2,140	3,500	—	—	—	
ライフライン	上水道	断水人口(直後)(人)	16,030	29,680	0	0	*	133,430	133,430	152,680	—	—	—
	下水道	機能支障人口(人)	6,250	6,260	1,240	1,250	1,280	18,170	18,170	29,550	—	—	—
	都市ガス	供給停止件数(戸)	0	0	0	0	0	65,960	65,960	65,960	—	—	—
	LPガス	供給支障数(戸)	160	160	0	0	0	210	210	340	—	—	—
	電力	停電件数(軒)	125,950	125,950	125,950	125,950	125,950	125,950	125,950	125,950	—	—	—
	通信	不通回線数(回線)	64,430	64,510	64,360	66,420	68,010	65,700	66,000	66,740	—	—	—
エレベーター停止台数(台)		210	210	*	*	*	210	210	220	—	—	—	
災害廃棄物量(万トン)		32	37	2	35	57	340	367	464	—	—	—	
従来の定義の負傷者数	重傷者数	190	240	*	10	10	1,760	1,760	2,410	10	10	70	
	軽傷者数	850	1,040	20	30	30	3,930	3,940	4,930	20	20	140	

※¹ *：わずか(計算上0.5以上、10未満) / —：想定値なし(津波による被害のみ想定のため)

想定地震：この調査において、神奈川県に及ぼす被害の量的・地域的な状況や、発生の切迫性などを考慮し、選定された地震

表 本市の地震災害想定被害に対する津波予測※²

(神奈川県作成の地震ごとの津波浸水予測図等を基に作成)

項目	地震名	都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震※ ⁴	大正型関東地震タイプ	元禄型関東地震タイプ	相模トラフ沿いの海溝型地震		慶長型地震	明応型地震	元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震	西相模灘地震
									西側	中央				
本市最大津波高さ(m)※ ³		—	—	4.5	3.9	10	7.2	9.2	14.5	12.6	10.2	10.3	9.1	1.8
由比ヶ浜の最大津波高さ(m)		—	—	4.4	3.9	—	6.5	7.9	13.0	11.4	10.2	10.3	7.7	1.8
由比ヶ浜の最大津波到達時間		—	—	14分	67分	—	8分	12分	14分	26分	77分	56分	8分	37分
現在地敷地への津波到達の有無		—	—	無	無	無	無	無	△	×	×	×	無	無

※² 凡例：「—」：本市における津波の高さ等の明記なし、「無」：到達しない、「△」：現在地至近まで浸水、「×」：敷地内に浸水の可能性有り(神奈川県作成の地震ごとの津波浸水予測図参照)

※³ 元禄型関東地震では、小田岬東側地区と七里ヶ浜地区、慶長型地震・明応型地震・東海地震・西相模灘地震は由比ヶ浜地区、元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震は小田岬東側地区、それ以外では、七里ヶ浜地区が最大津波高さとなっている。

※⁴ 南海トラフ巨大地震については、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ(内閣府ホームページ)における都府県別市町村別最大津波高一覧表<満潮位>を参照しています。

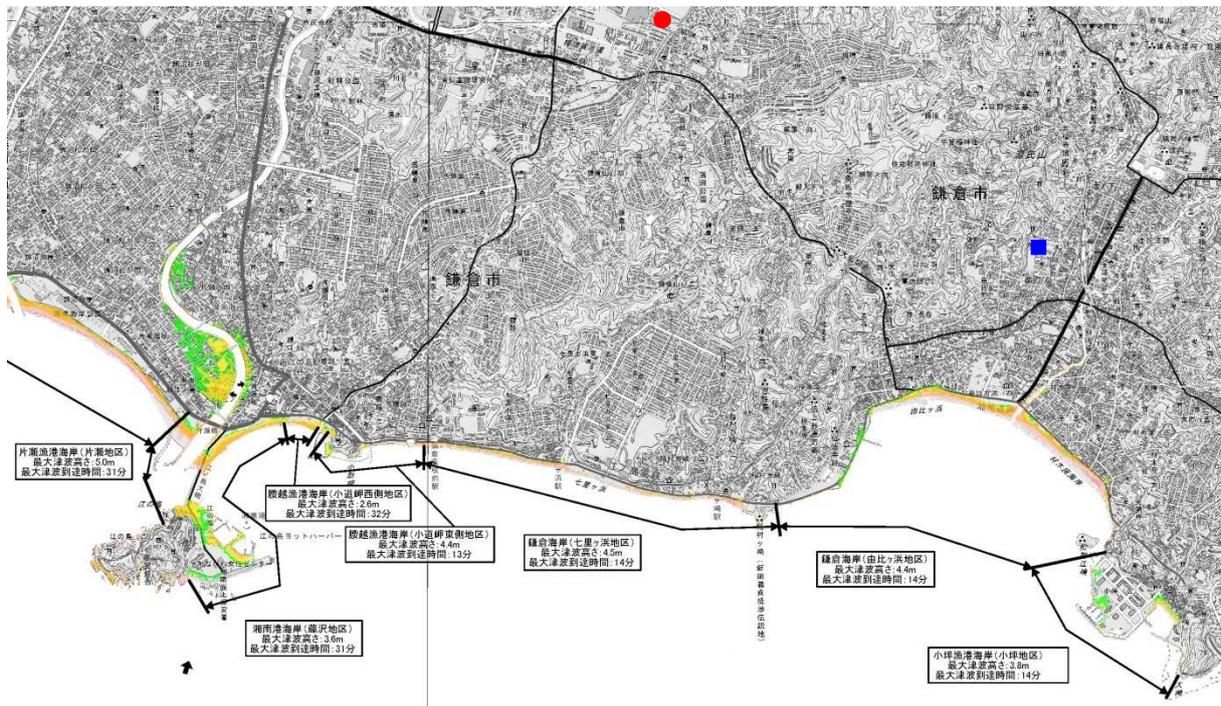


図 津波浸水予測図 神奈川県西部地震
(平成 27 年 3 月神奈川県公表を基に作成)

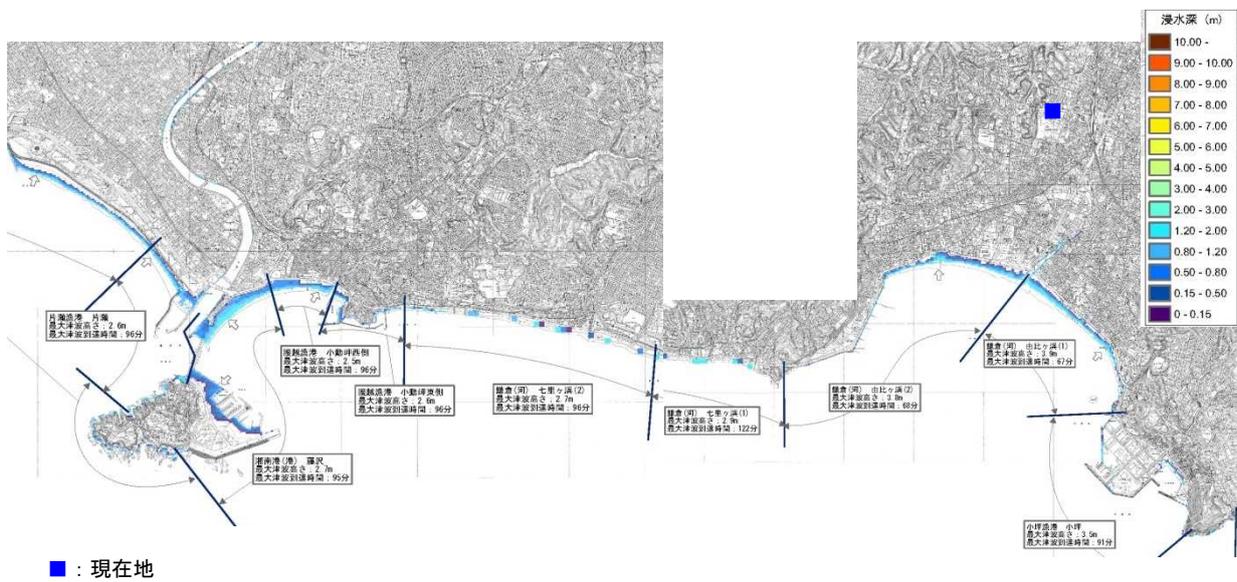


図 津波浸水予測図 東海地震※5
(平成 24 年 3 月神奈川県公表を基に作成)

※5 深沢地域整備事業用地（行政施設用地）は予測図の図郭に含まれていない。

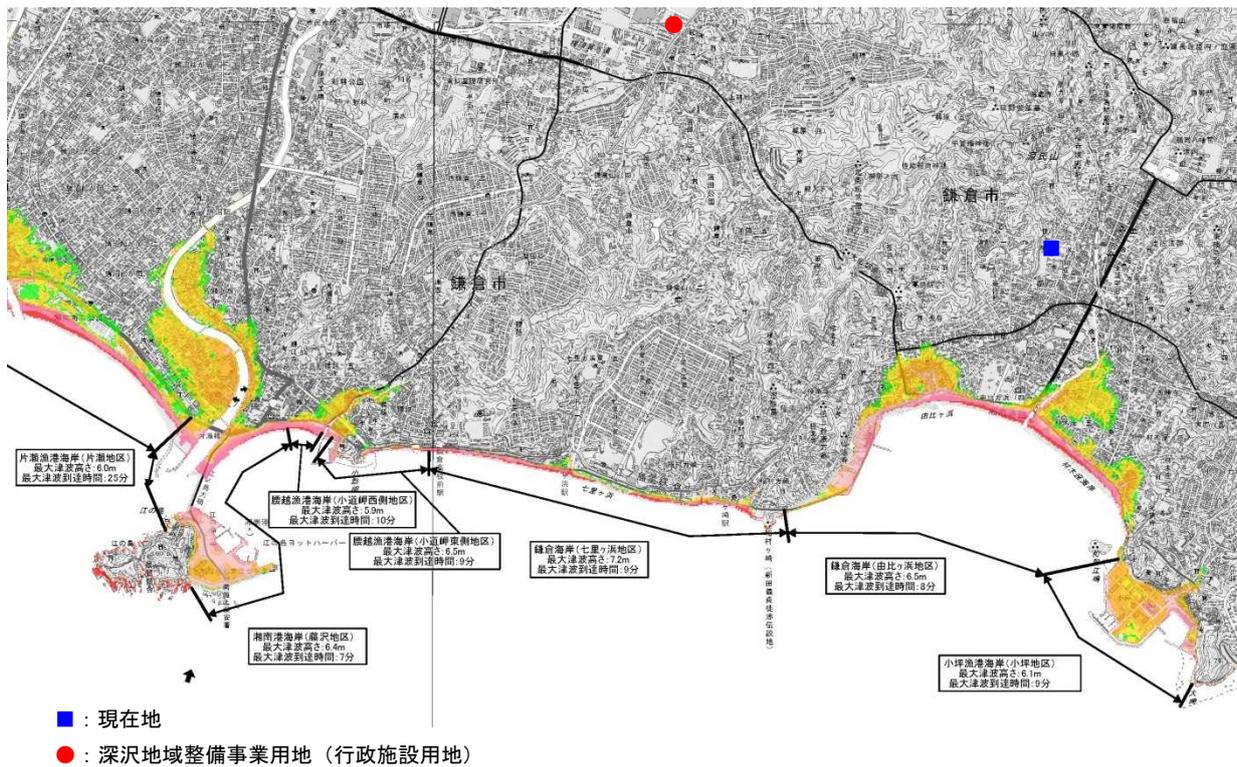


図 津波浸水予測図 大正関東地震タイプ

(平成 27 年 3 月神奈川県公表を基に作成)

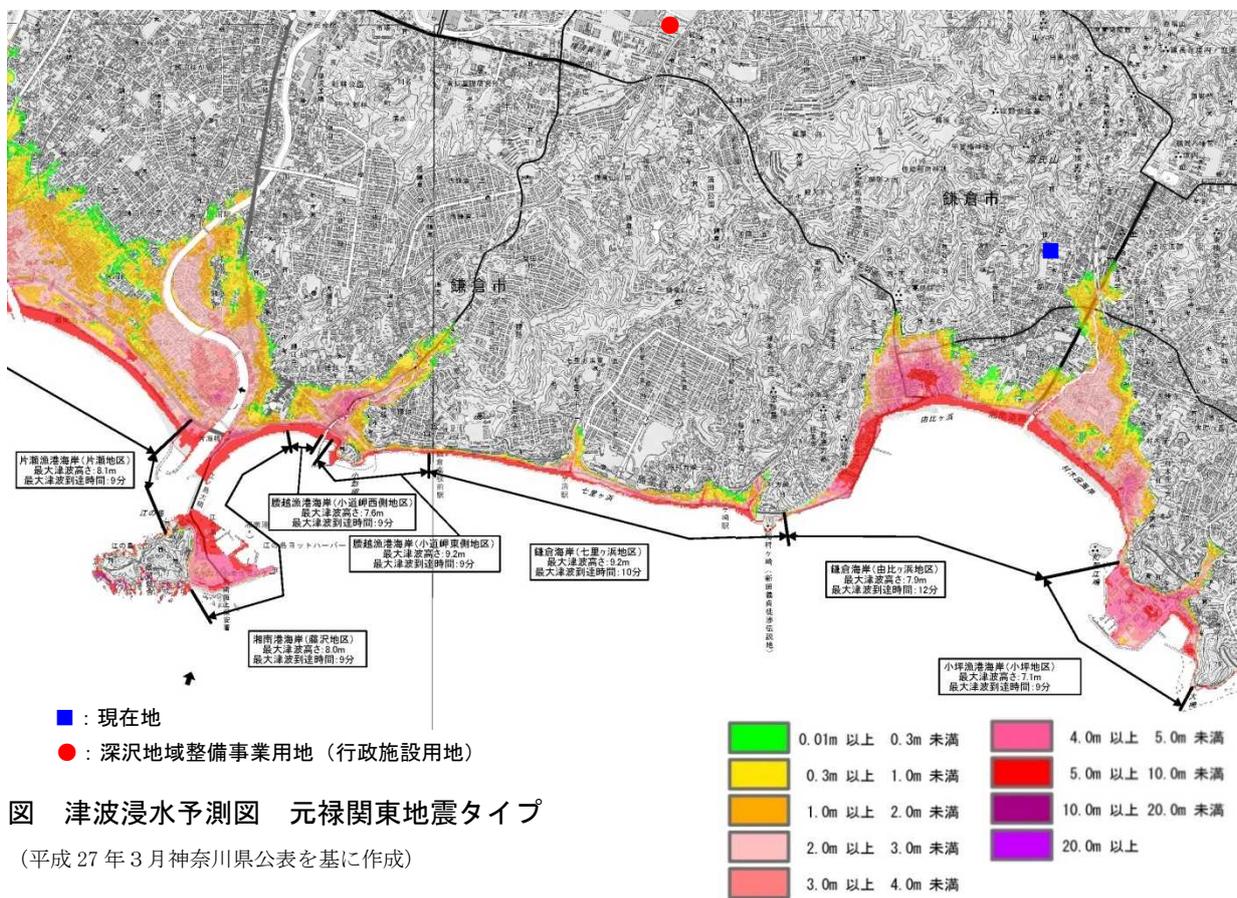


図 津波浸水予測図 元禄関東地震タイプ

(平成 27 年 3 月神奈川県公表を基に作成)

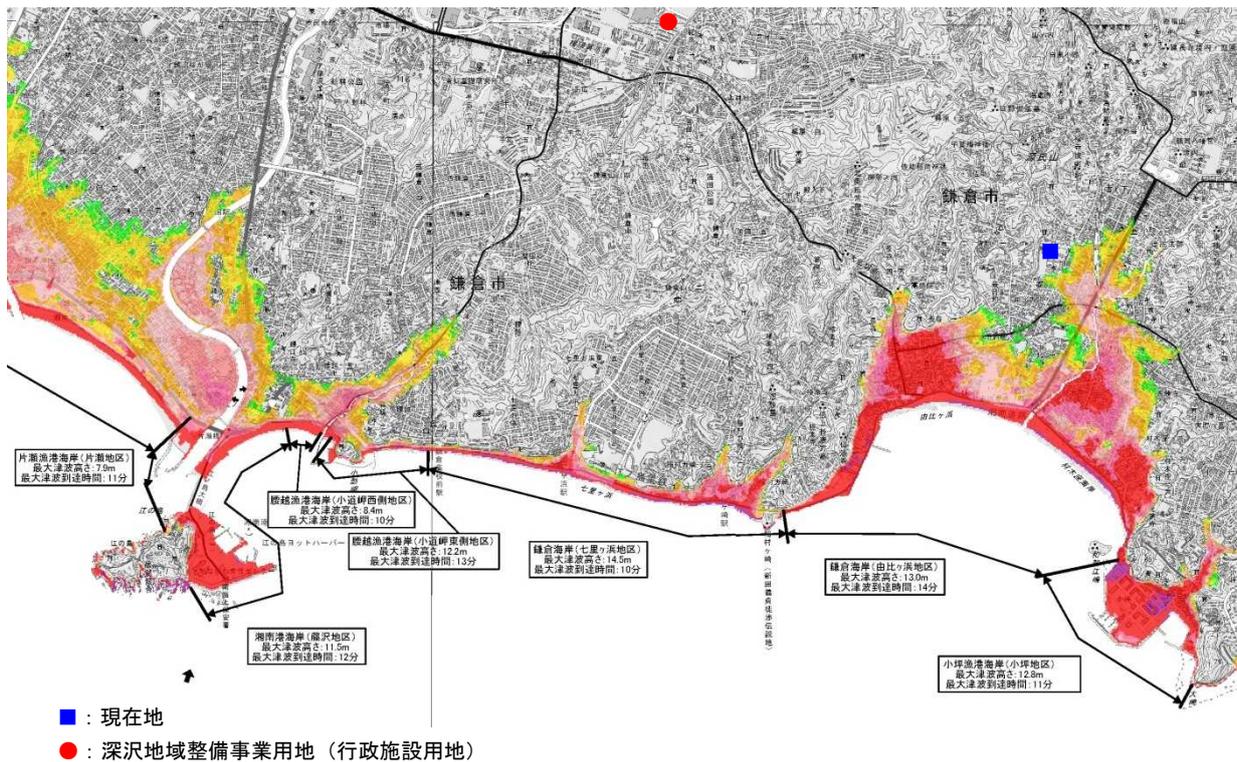


図 津波浸水予測図 相模トラフ沿いの海溝型地震 (西側モデル)

(平成 27 年 3 月神奈川県公表を基に作成)

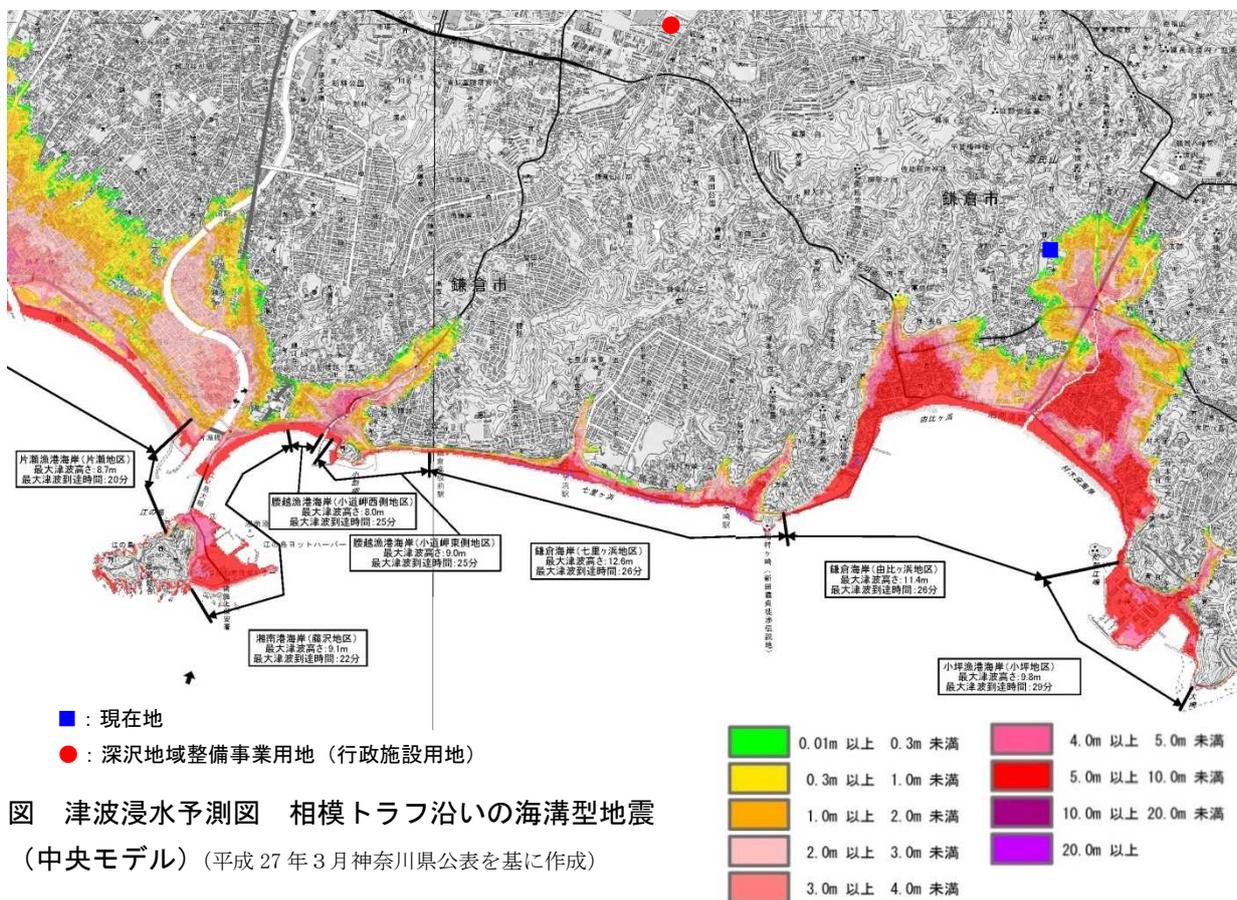


図 津波浸水予測図 相模トラフ沿いの海溝型地震

(中央モデル) (平成 27 年 3 月神奈川県公表を基に作成)

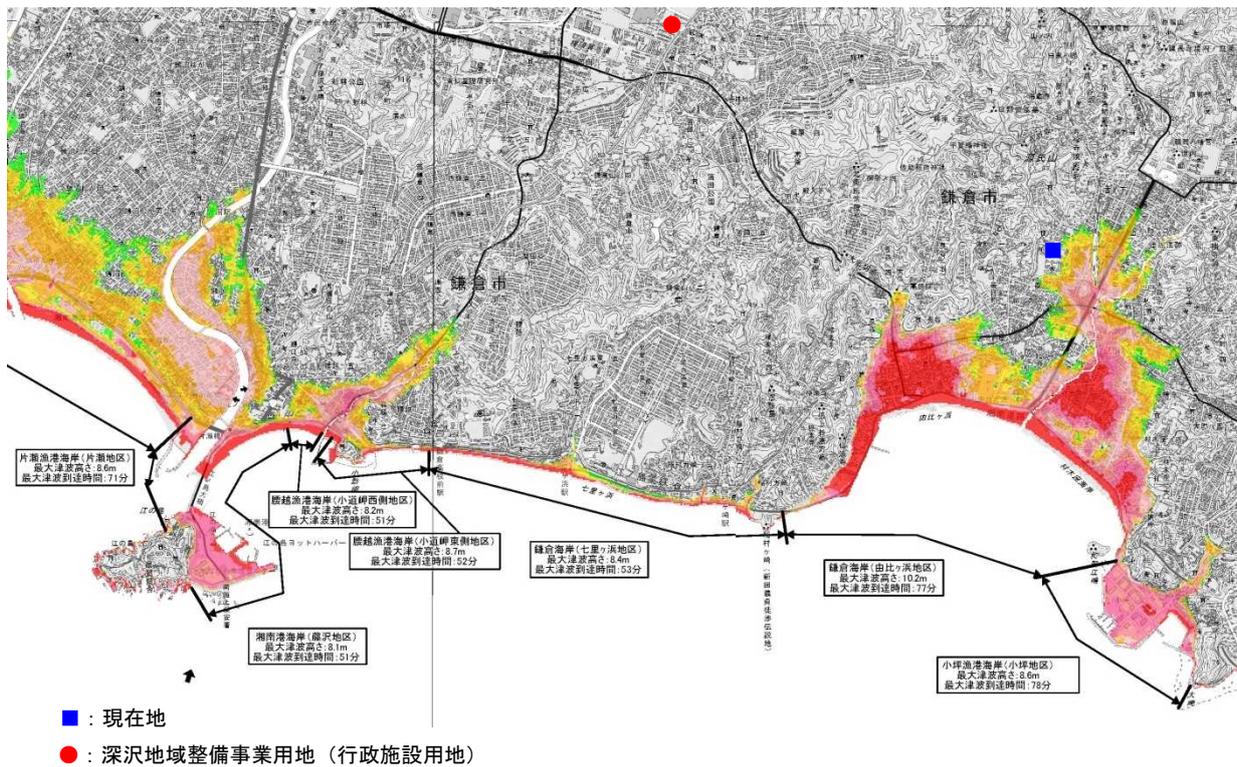


図 津波浸水予測図 慶長型地震

(平成 27 年 3 月神奈川県公表を基に作成)

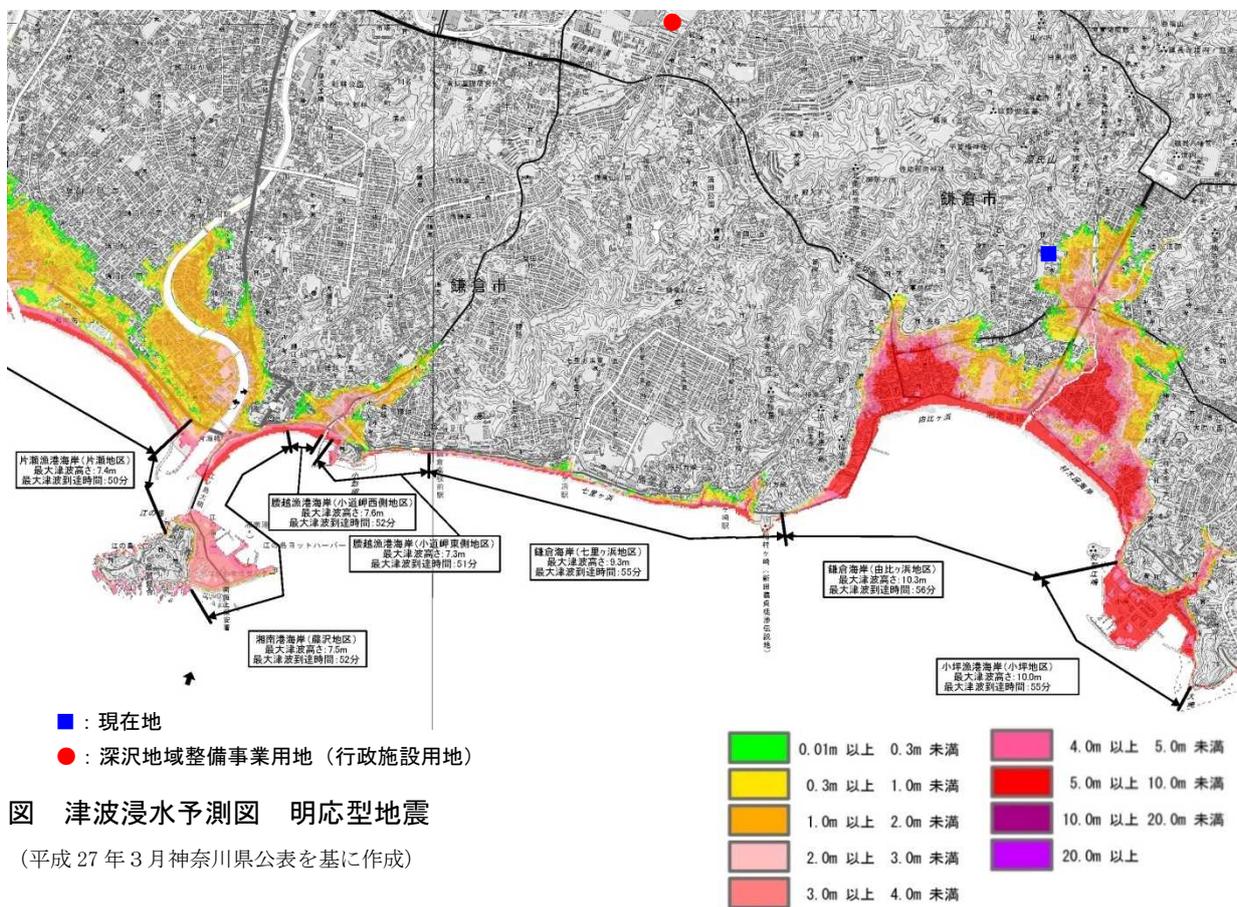


図 津波浸水予測図 明応型地震

(平成 27 年 3 月神奈川県公表を基に作成)

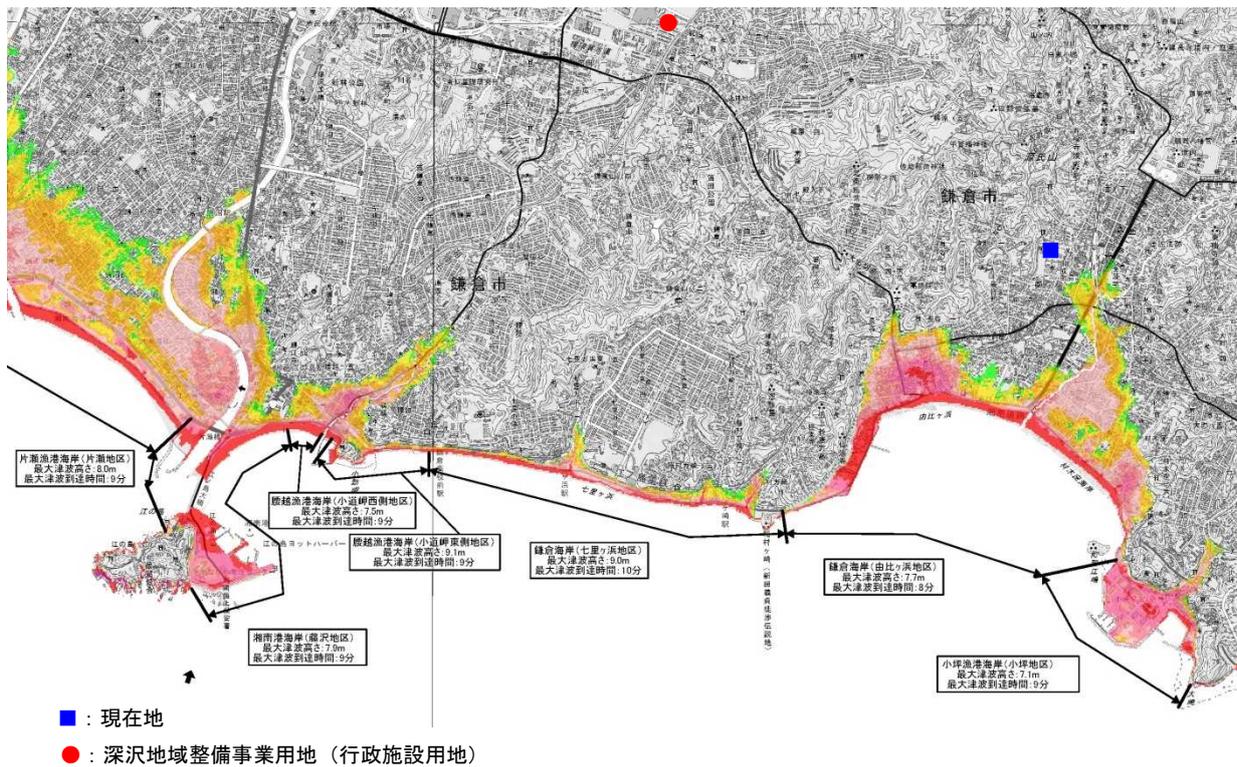


図 津波浸水予測図 元禄関東地震タイプと国府津-松田断層帯地震の連動地震

(平成 27 年 3 月神奈川県公表を基に作成)

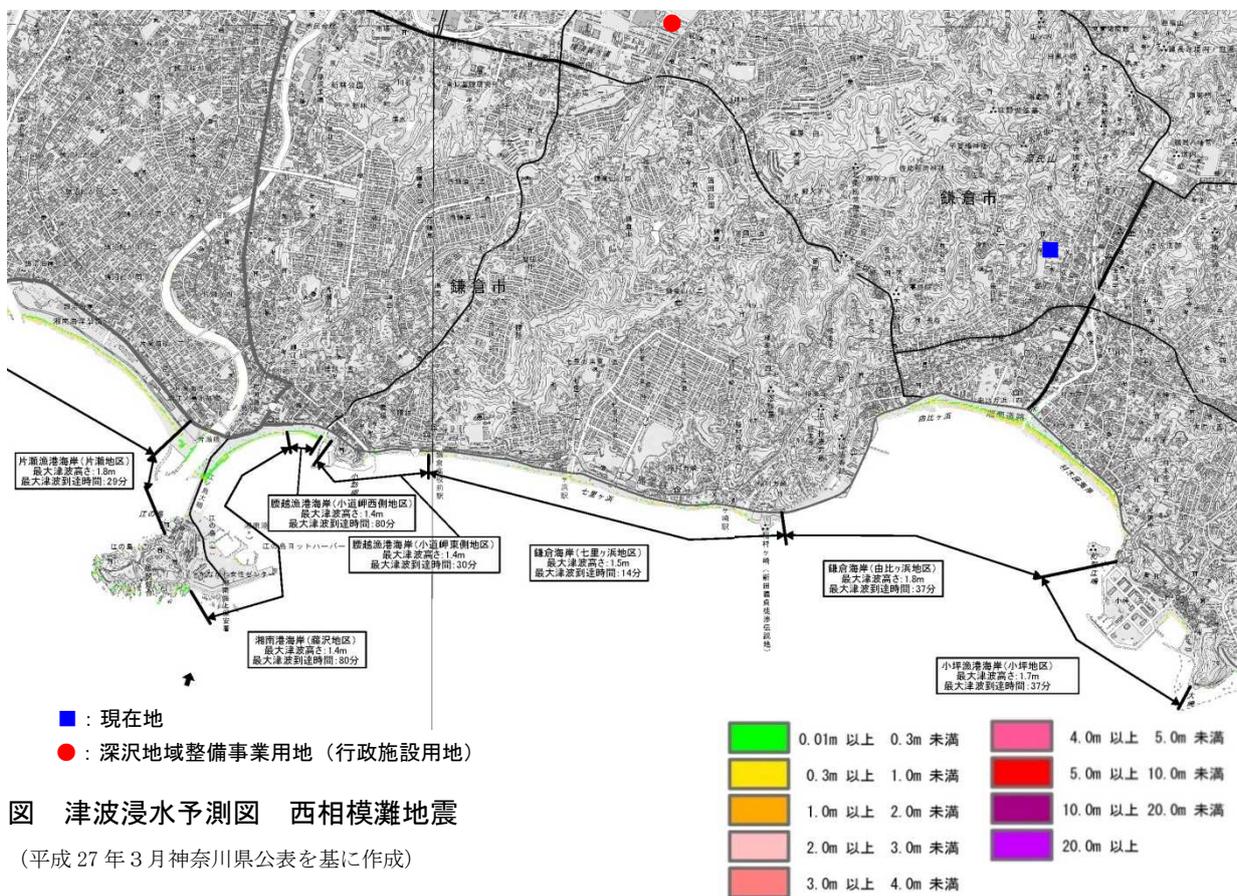


図 津波浸水予測図 西相模灘地震

(平成 27 年 3 月神奈川県公表を基に作成)



- : 現在地
- : 深沢地域整備事業用地 (行政施設用地)

図 津波の浸水分布 南海トラフ巨大地震

(『ケース①「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定』における浸水図を基に作成)
 (平成 24 年 8 月南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ公表を基に作成)

※ 本市付近を拡大表示した画像のため、画像中の文字が大きく、画像がやや不鮮明になっています (以下同じ)。



- : 現在地
- : 深沢地域整備事業用地 (行政施設用地)

浸水深 (m)	
■	20.0 -
■	10.0 - 20.0
■	5.0 - 10.0
■	2.0 - 5.0
■	1.0 - 2.0
■	0.3 - 1.0
■	0.01 - 0.3

図 津波の浸水分布 南海トラフ巨大地震

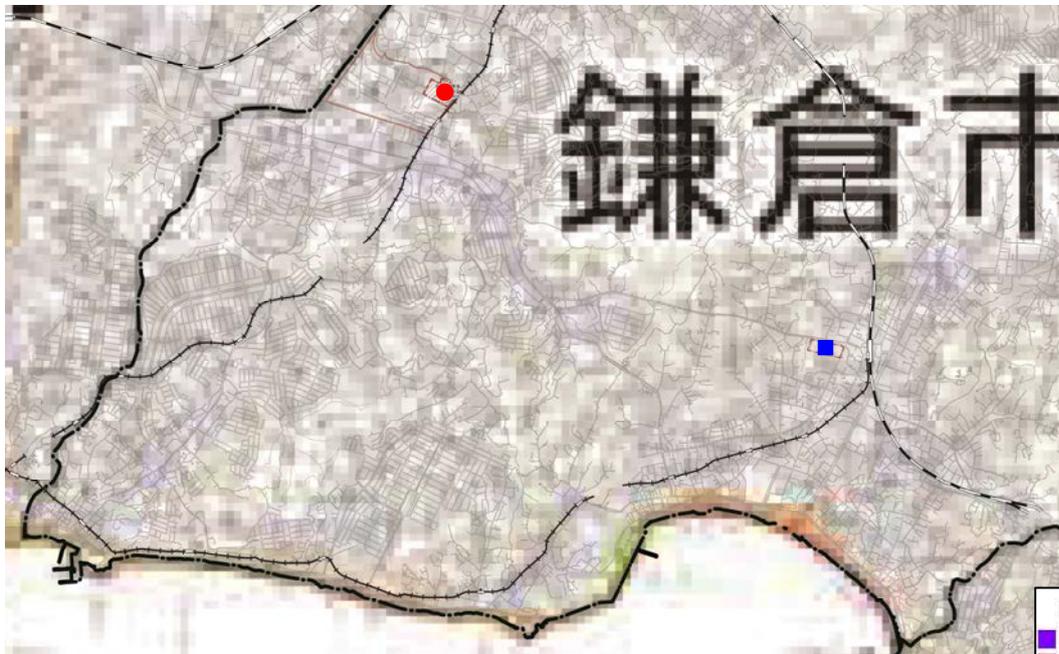
(『ケース②「紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定』における浸水図を基に作成)
 (平成 24 年 8 月南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ公表を基に作成)



- : 現在地
- : 深沢地域整備事業用地（行政施設用地）

図 津波の浸水分布 南海トラフ巨大地震

（『ケース③「紀伊半島沖～四国沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定』における浸水図を基に作成）
 （平成 24 年 8 月南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ公表を基に作成）



浸水深 (m)	
■	20.0 -
■	10.0 - 20.0
■	5.0 - 10.0
■	2.0 - 5.0
■	1.0 - 2.0
■	0.3 - 1.0
■	0.01 - 0.3

- : 現在地
- : 深沢地域整備事業用地（行政施設用地）

図 津波の浸水分布 南海トラフ巨大地震

（『ケース④「四国沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定』における浸水図を基に作成）
 （平成 24 年 8 月南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ公表を基に作成）



図 津波の浸水分布 南海トラフ巨大地震

(『ケース⑤「四国沖～九州沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定』における浸水図を基に作成)

(平成 24 年 8 月南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ公表を基に作成)

2) 洪水による浸水の概要と被害予想

近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度が増加し、地球温暖化による水害の激甚化が想定されることから、国土交通省では平成 27 年（2015 年）1 月に水害・土砂災害等に関連する今後の防災・減災対策の検討の方向性を「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」としてとりまとめました。当該あり方には、津波・地震対策と同様に、洪水等における最悪の事態の想定により、最大クラスの洪水等に対して「少なくとも命を守り、社会経済に壊滅的な被害が発生しない」ことを目標としてソフト対策に重点を置くこととし、「比較的発生頻度の高い降雨等」に対しては施設によって防御することを基本としていますが、それを超えるような降雨等に対しては施設では守りきれないことを認識して取り組むことが必要であることが述べられています。また、同年 2 月には「社会資本整備審議会河川分科会気候変動に適應した治水対策検討小委員会」より、「水災害分野における気候変動適應策のあり方について～災害リスク情報と危機感を共有し、減災に取り組む社会へ～ 中間とりまとめ」が公表され、激甚化する水災害に対処するために災害リスク情報を共有し、施策を総動員して減災対策に取り組むこととしています。これらを踏まえ、水防法が平成 27 年（2015 年）5 月に一部改正され、激甚な浸水被害への対応を図るため、河川整備において基本となる降雨を前提とした洪水に係る浸水想定区域を、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充するとともに、新たに想定し得る最大規模の降雨を前提とした内水等に係る浸水想定区域も公表していくこととしています。

神奈川県では平成 30 年（2018 年）1 月に想定し得る最大規模の降雨における境川水系洪水浸水想定区域図（想定最大規模・計画規模）を告示しており、深沢地域整備事業用地（行政施設用地）においては、年超過率 1/100 の計画規模の降雨による浸水は想定されていませんが、年超過率 1/1,000 程度を上回る想定最大規模の降雨では敷地の大半が最大浸水深 0.5m～3.0m、浸水継続時間^{※6}は 12 時間未満と想定されています。また、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（境川水系洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））に、岡本や手広が含まれていますが、深沢地域整備事業用地付近では想定されていません。

なお、滑川や神戸川^{ごうどがわ}の想定し得る最大規模の降雨の場合の浸水想定区域図については、神奈川県により見直しの検討中です。

※6 浸水継続時間：氾濫水到達後、屋外への避難が困難となり孤立する可能性がある浸水深 0.5m に達してから、その水深を下回るまでにかかる時間を示すものです（神奈川県ホームページ「河川の氾濫による洪水浸水想定区域図・洪水浸水想定区域図に関する Q&A」<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/cnt/f3747/p1039490.html>）。

- ：現在地
- ：深沢地域整備事業用地（行政施設用地）

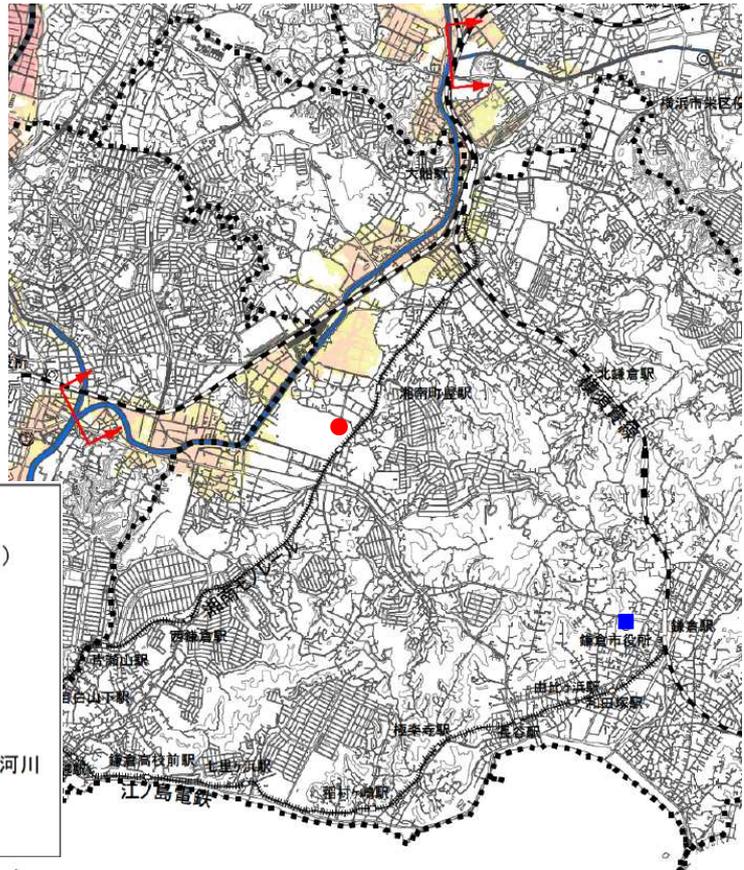


図 境川水系洪水浸水想定区域図（計画規模）（平成30年1月神奈川県告示を基に作成）

- ：現在地
- ：深沢地域整備事業用地（行政施設用地）

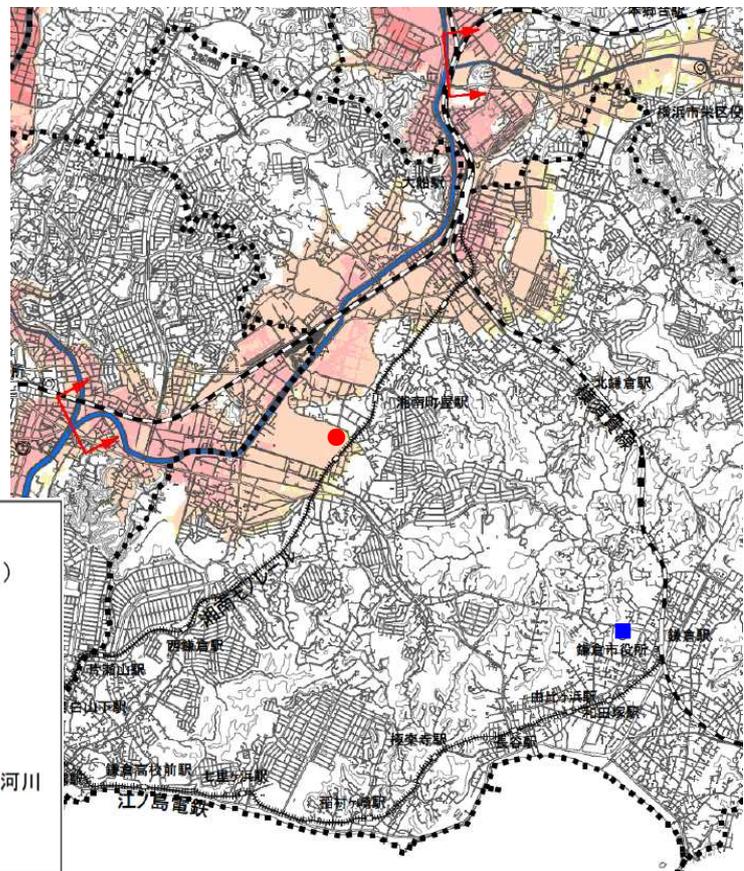
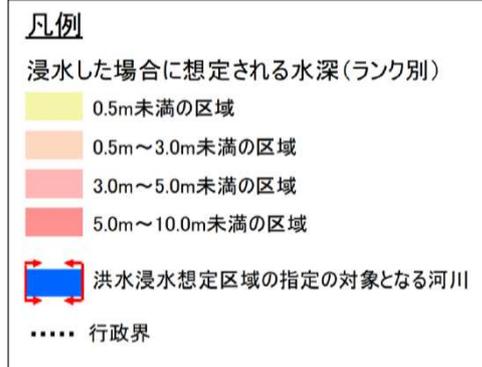


図 境川水系洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（平成30年1月 神奈川県告示を基に作成）

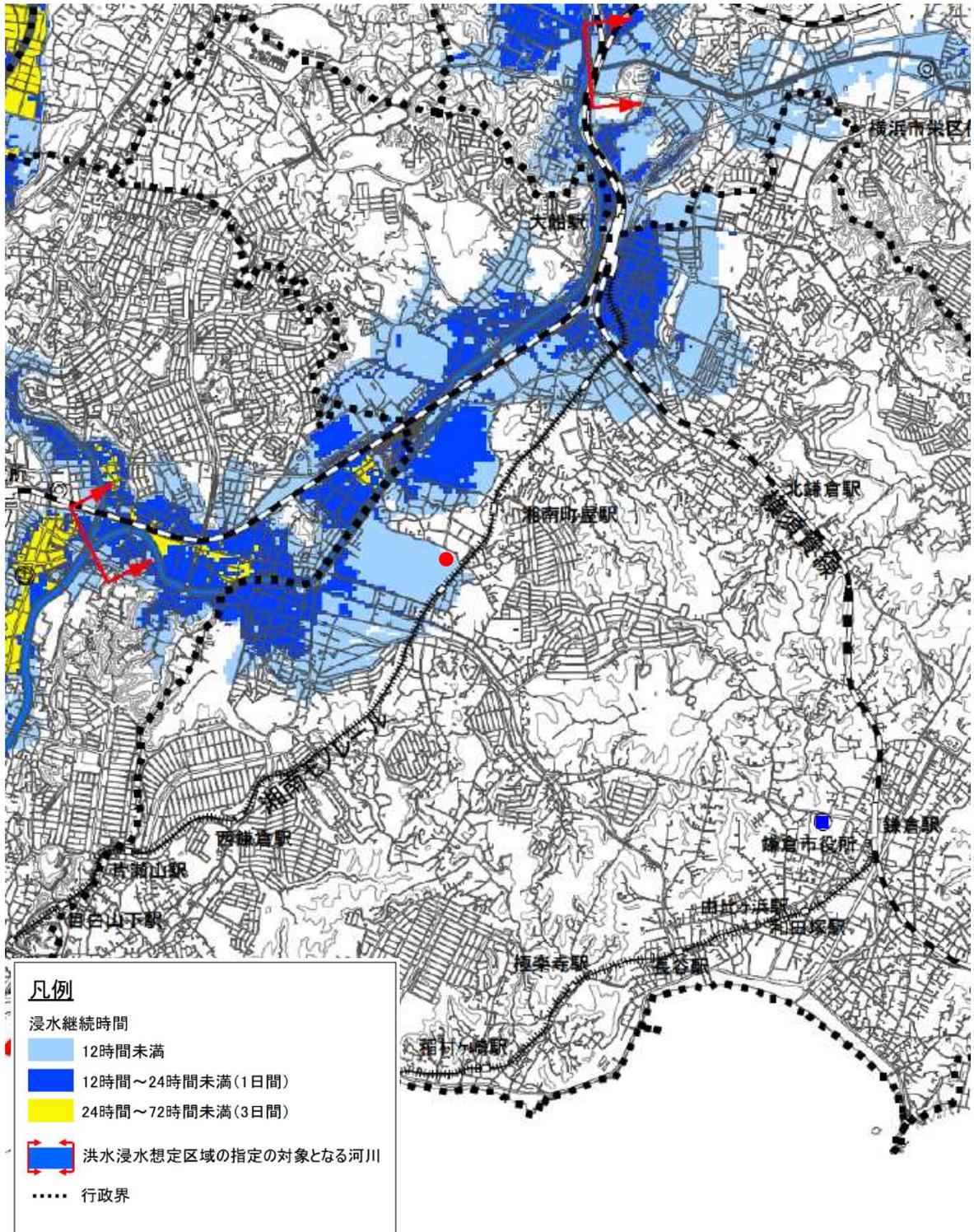


図 境川水系洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）（平成 30 年 1 月神奈川県告示を基に作成）

- ：現在地
- ：深沢地域整備事業用地（行政施設用地）

凡例

- 家屋倒壊危険ゾーン(氾濫流)
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる河川
- 行政界

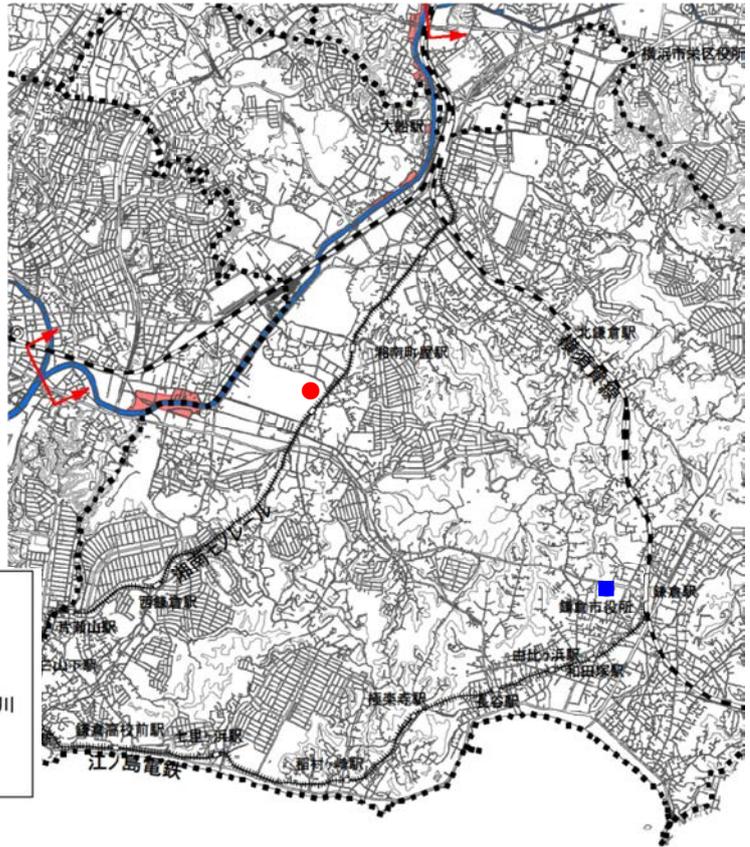


図 境川水系洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））（平成 30 年 1 月神奈川県告示を基に作成）

- ：現在地
- ：深沢地域整備事業用地（行政施設用地）

凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる河川
- 行政界

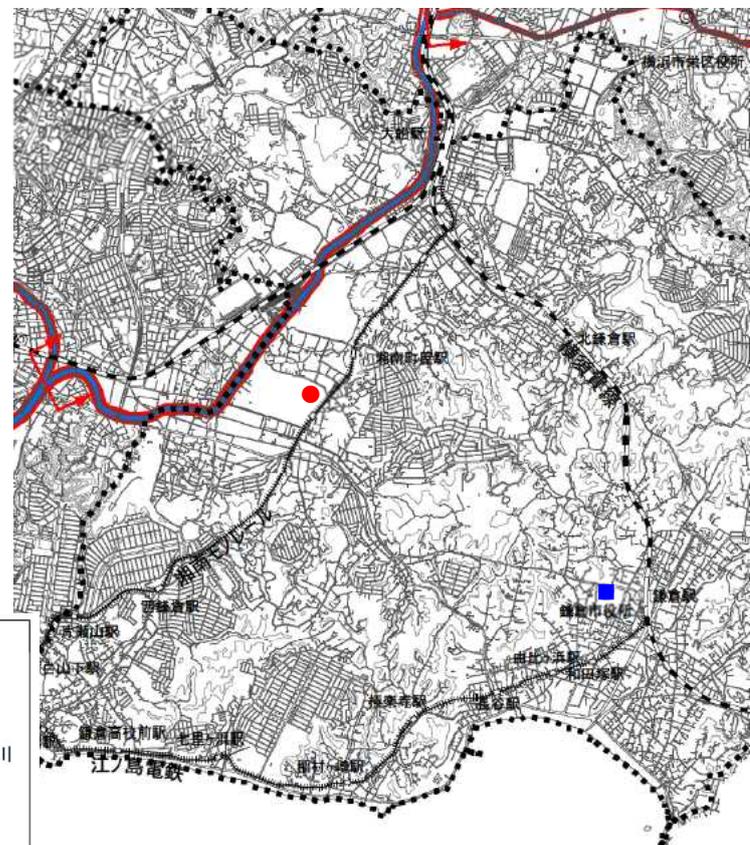


図 境川水系洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食））（平成 30 年 1 月神奈川県告示を基に作成）

②発災後の対応フロー

a. 地震・津波対策

地震災害の場合、本市の地域防災計画では応急対策の初動活動として、発災状況の情報収集や庁舎等の防護措置、災害対策本部の設置等を定めています。

平成27年（2015年）5月13日午前6時13分ごろに発生した宮城県沖を震源とする地震では、震度4以上を観測した太平洋沿岸の青森、岩手、宮城3県21市町村の中で、特別本部を立ち上げるまでに約30分かかった自治体もあったと報告されています^{※7}。

本市では、現在地至近に津波浸水が及ぶ想定地震については、津波の由比ヶ浜海岸への到達時間は最短で14分（相模トラフ沿いの海溝型地震（西側））、最長で77分（慶長型地震）と想定されています。そのため、災害対策本部の設置に先駆けて避難勧告・指示・誘導を発令しますが、特に勤務時間外では津波に対する庁舎等の防護措置が間に合わない可能性があります。また、地震発生直後は瓦礫や余震などの影響により、避難や初動活動に支障が出る可能性もあります。

このように、地震・津波の発災時は初動活動に掛ける時間的猶予があまりないことから、被災後の避難所の開設や復旧活動に円滑に移行するためには、本庁舎が津波による被害を受けることなく、初動活動後の職員配備や広域応援要請、自衛隊災害派遣要請等の早急な対応を可能とする機能を有することが重要となります。

東日本大震災では、自衛隊の大規模災害派遣開始までに約3時間を要したことから^{※8}、自衛隊災害派遣による救助開始までに数時間かかることが想定されます。

表 東日本大震災時の自衛隊の派遣までの初動対応^{※8}

14時50分	防衛省災害対策本部を設置
15時30分	第1回防衛省災害対策本部会議を開催
18時00分	大規模災害派遣の開始
19時30分	原子力災害派遣の開始

※7 産経新聞記事（平成27年5月）<https://www.sankei.com/region/news/150515/rgn1505150074-n1.html>

※8 東日本大震災-宮城県の6か月間の災害対応とその検証-（平成24年3月宮城県）

<https://www.pref.miyagi.jp/site/kt-kiroku/kt-kensyou.html>

(ケース1：勤務時間内に地震が発生した場合)

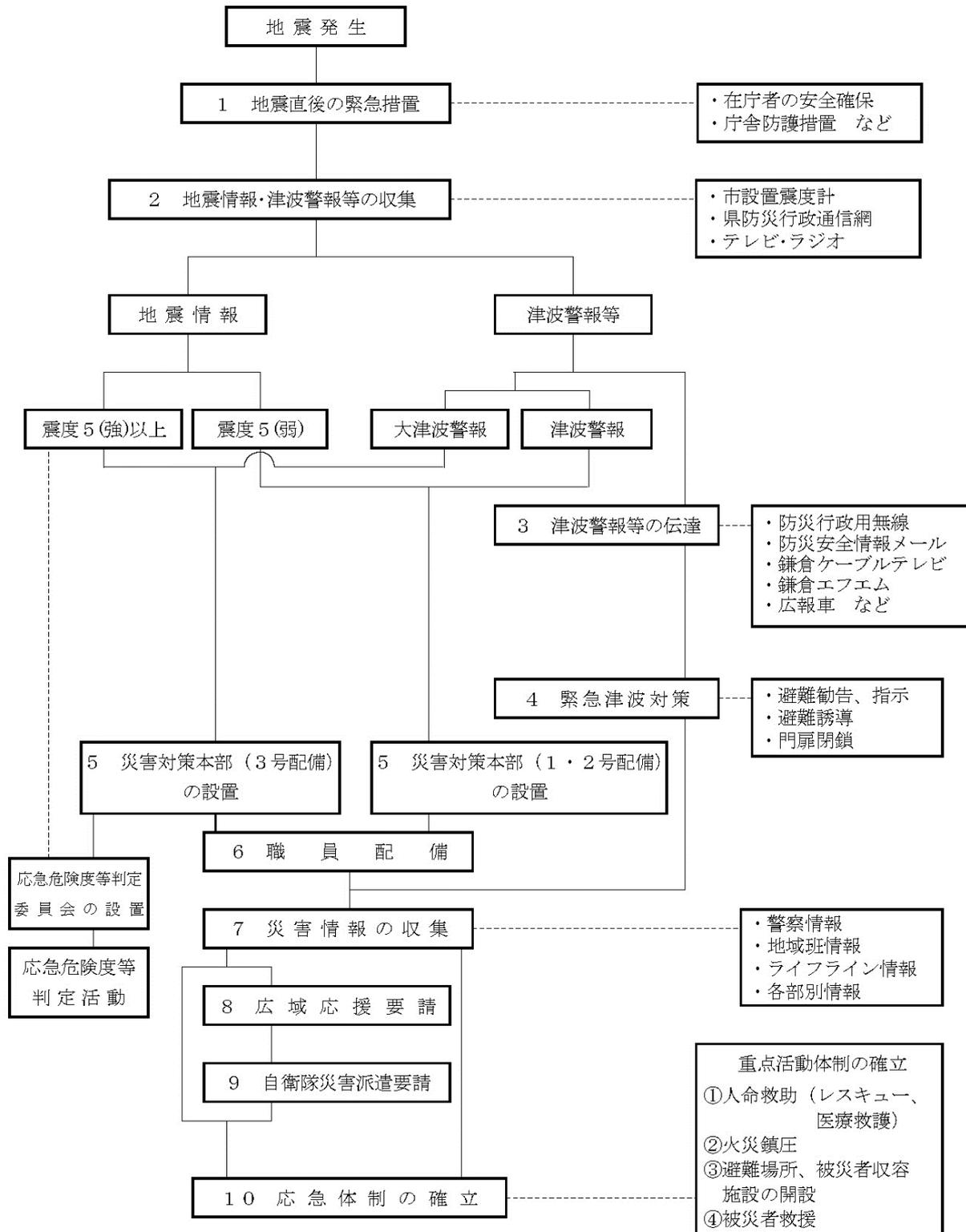
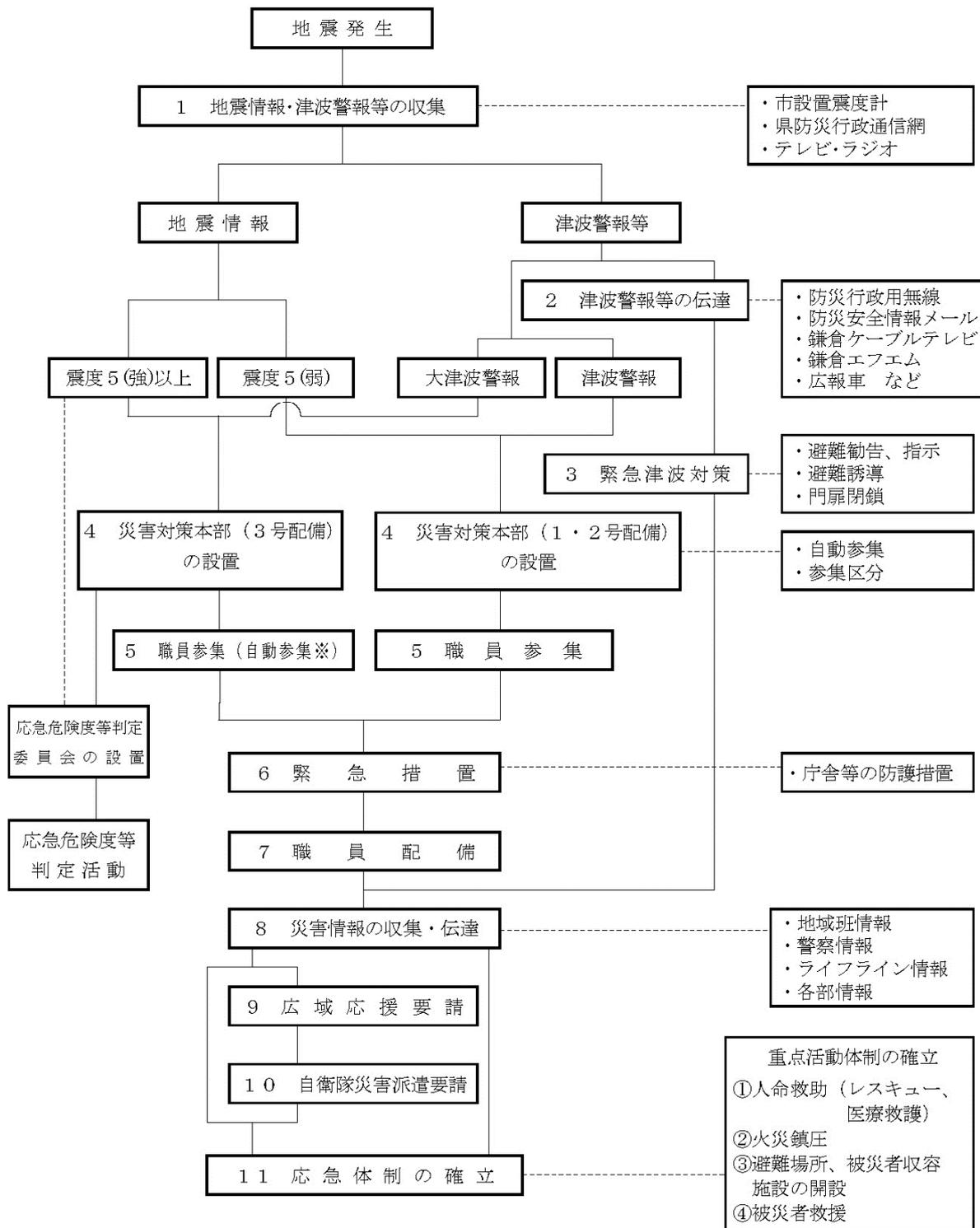


図 勤務時間内の地震発生対応フロー (出典：鎌倉市地域防災計画(地震災害対策編)(平成25年2月))

(ケース2：勤務時間外に地震が発生した場合)



※職員の自動参集基準については、鎌倉市職員の初動時非常配備要綱に基づきます。

図 勤務時間外の地震発生対応フロー (出典：鎌倉市地域防災計画(地震災害対策編)(平成25年2月))

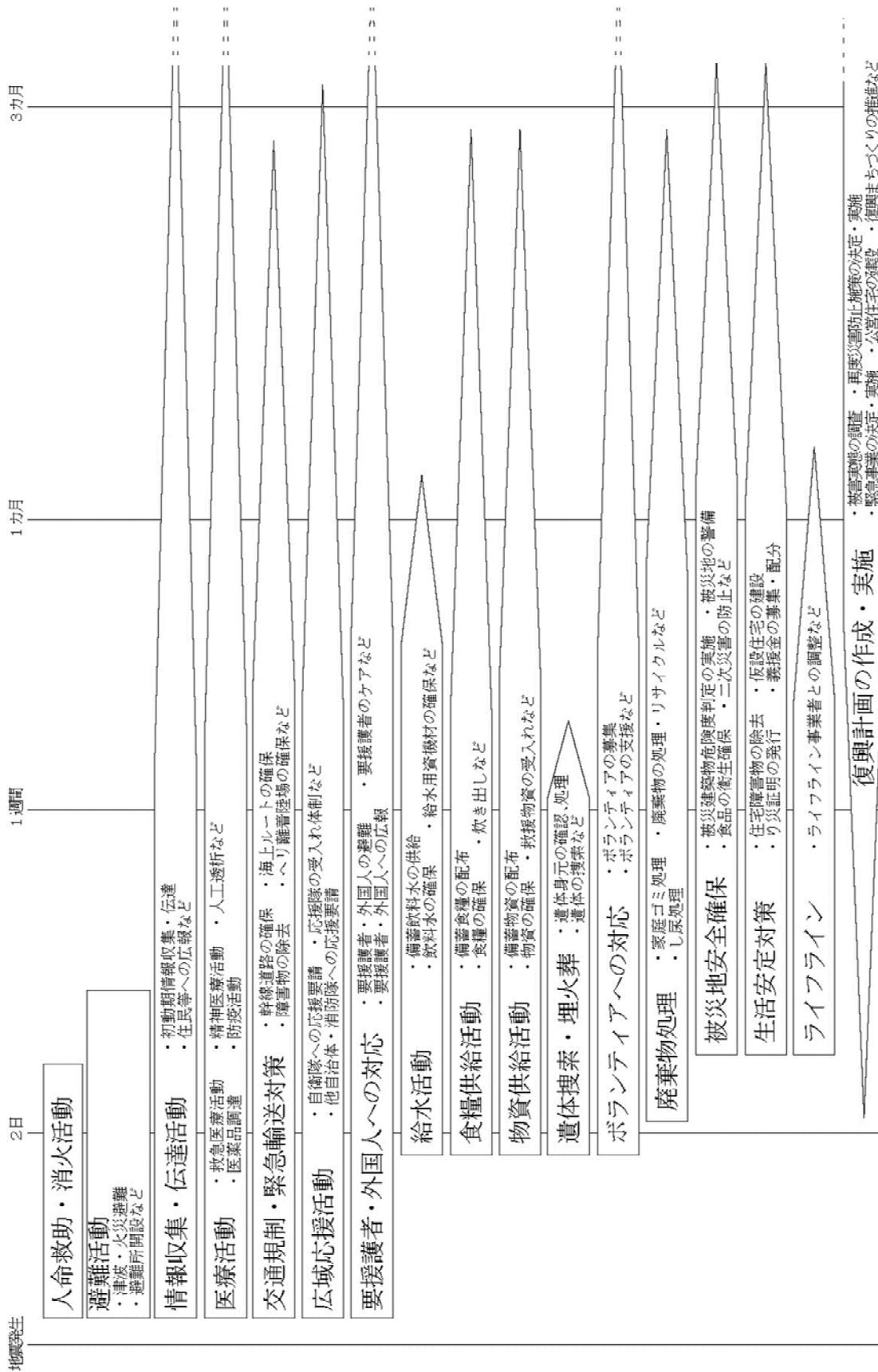


図 地震災害時の災害対策本部活動時系列整理 (出典：鎌倉市地域防災計画 (地震災害対策編) (平成 25 年 2 月))

b. 風水害対策

風水害の場合、本市の地域防災計画では応急対策の初動活動として、風水害の発生前後から警報の発令状況や局地災害による被害の予想等に応じて非常配備体制（1号・2号・3号）をとることとしており、必要に応じて自衛隊派遣要請や災害時相互応援協定締結市町村への応援要請を行うこととしています。

平成30年（2018年）7月6日に発生した西日本豪雨では、岡山県や広島県をはじめとする広範囲で甚大な被害を及ぼし、1か月以上にわたって自衛隊による人命救助や瓦礫等処理、行方不明者の捜索活動が行われました。京都市では河川が増水し、氾濫危険水位に達したため、自衛隊に水防活動（堤防補強のための土嚢積み）に係る災害派遣要請を行い、自衛隊による水防活動を5時間～6時間程度で完了しており、氾濫危険水位の到達からでも被害を抑えるための救援、支援を行うことができた地域もあります^{※9}。

これらのことから、深沢地域整備事業用地（行政施設用地）は洪水による浸水が想定されていますが、いつ発生するか特定することが難しく、発生から被災までに時間的猶予のない地震による津波浸水とは異なり、洪水による浸水の場合は越水や堤防の破堤が生じてから浸水に至るまでの間で本庁舎の被害の抑制や周辺地域への情報発信・支援等を行うことができるものと考えられます。また、浸水発生前から予報等で情報を収集することによって事前に避難対策や救助・救援対策を行う余地もあると考えられます。そのため、本庁舎は防災拠点としての安全性や救援・受援のための機能を十分に確保することで、災害予防や発災後の円滑な初動対応による効果的な減災・救助の実施の可能性が高まるものと考えられます。

※9 内閣府 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第15回会議資料）

<http://www.bousai.go.jp/updates/h30typhoon7/h30typhoon7/taisakukaigi.html>

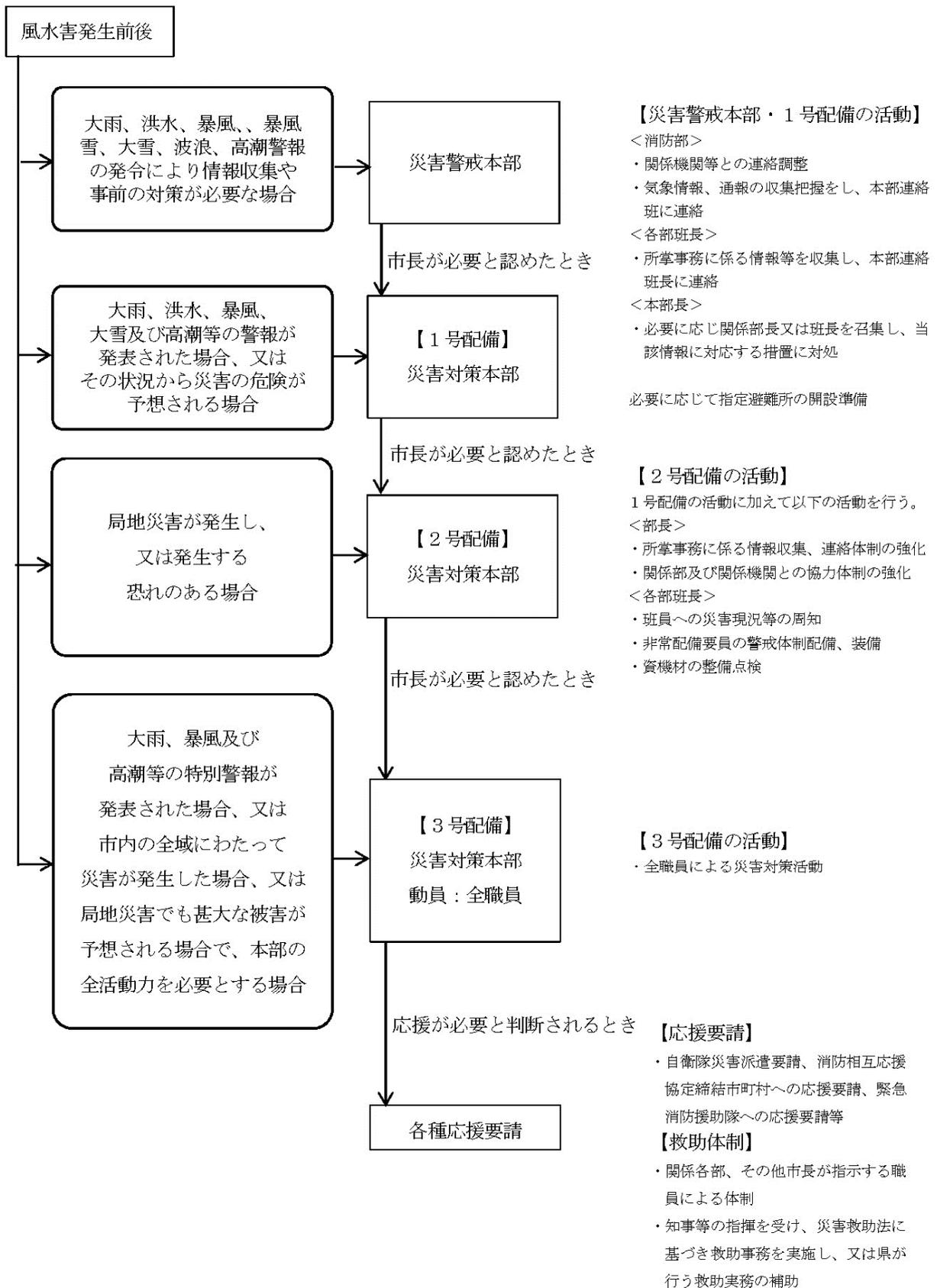


図 風水害による初動活動の流れ (出典：鎌倉市地域防災計画 (風水害等災害対策編) (平成 29 年 3 月))

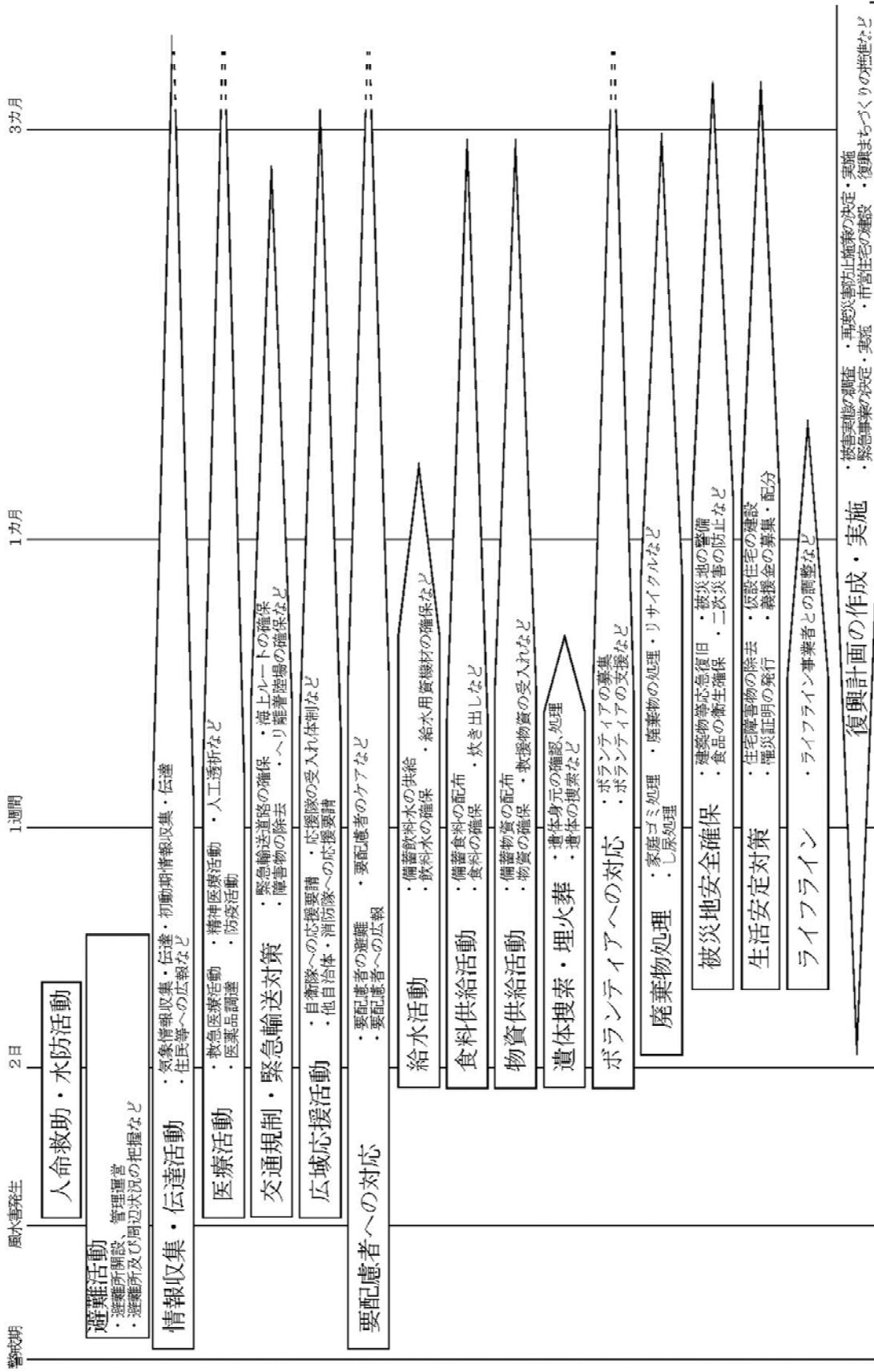


図 風水害等災害時の災害対策本部活動時系列整理 (出典：鎌倉市地域防災計画 (風水害等災害対策編) (平成 29 年 3 月))

③発災後の本庁舎における業務継続

国土交通省住宅局では平成30年(2018年)5月に「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」を公表し、大地震時に地域防災計画や組織の業務継続計画(BCP)に基づき防災拠点として機能継続することが期待される庁舎等を対象建築物とし、企画段階に建築主が機能継続に係る目標水準を設定する際や、設計・運用段階に設計者及び管理者が機能継続に係る技術的要件を明確化する際に参考となる基本的な事項を示しています。

熊本地震では、熊本県内の5市町(八代市、人吉市、宇土市、大津町、益城町)において庁舎が倒壊・損傷したことによる外部への機能移転が強いられた経緯があるため、大地震時の倒壊等の防止を目標とする建築物に関する最低限の基準(建築基準法)に留まらず、大地震後に機能継続できる高水準の耐震性能が求められています。

本市では、平成30年(2018年)11月に「地震災害時業務継続計画(第2次)」を作成し、地震災害による影響によって本庁舎機能の低下する場合であっても優先して実施すべき業務の継続と早期復旧を実現し、市民・事業者の生命・生活・財産を守り、都市機能を維持・復旧するための業務展開を時系列で整理しています。新たな本庁舎整備にあたってはこれらの取組に対応した機能を確保することが求められます。

地震災害時業務継続計画(第2次)では非常時優先業務として、「災害応急対策業務」と「優先度の高い通常業務」を整理しており、本庁舎においては防災拠点として災害時に下表に整理する業務に対応する機能を優先的に確保する必要性が高いと考えられます。また、本市においては、指定されている避難所(25箇所)、広域避難場所(18箇所)が避難者の受入先となり、本庁舎では主に情報収集伝達、救助・救援等の対応が発災直後に求められることが想定されます。

表 「鎌倉市地震災害時業務継続計画(第2次)(平成30年11月)」に記載される3日以内に着手すべき主な非常時優先業務(「鎌倉市地震災害時業務継続計画(第2次)」を基に作成)

非常時優先業務	
災害 応急 対策 業務	応急活動体制
	情報収集伝達・広報
	広域連携・受援体制
	救助・救援、消火活動
	医療救護活動
	避難・被災者受入れ、保護対策
	生活救援活動
	保健衛生、防疫、遺体の処置に関する対策
	要配慮者等対策
	応急教育
	文化財等の災害応急対策
	交通規制・緊急輸送対策
	警備・救助、環境管理対策
ライフラインの応急復旧	

	<p>廃棄物処理対策</p> <p>被災者等への情報提供・相談、物価の安定等に関する活動</p> <p>災害救援ボランティアの受入れと活動</p> <p>災害救助法の適用</p> <p>二次災害の防止対策</p> <p>津波災害応急対策計画</p> <p>その他（鎌倉市災害対策本部条例施行規則の事務分掌に記載されているその他の業務）</p>
優先度の高い通常業務（全部局）	<p>部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関すること</p> <p>所管する施設の利用に関する事項</p> <p>部内の災害対策の活動計画に関すること</p> <p>部内の庶務・経理に関すること</p> <p>システムのバックアップに関すること</p>